

LEGARE FC HIROSHIMA スクール規約

第1条 名称及び所在

- ・本スクールはLEGARE FC HIROSHIMA（以下本スクール）と称する。
- ・本スクールはUnder Brush株式会社が運営します。
- ・広島県広島市中区榎町9-25に主たる事務所を置く。

第2条 目的

- ・本スクールはU8～15世代に重要な、直接的スキル【ボールを扱う・身体を扱う】と間接的スキル【洞察力・戦術的思考力・コミュニケーション力】を個人レベルで高めていくことで、トップ選手へと繋がる成長プロセスへと導くことが目的とする。

第3条 入会資格及び入会手続き

- ・入会資格

入会資格は、次の条件をすべて満たした方とする。

- ①本スクールの趣旨に賛同し本規約に同意及び遵守できる方。
- ②健康状態において、本スクールの受講および施設の利用に支障が生じない方。
- ③本スクールが入会を認める旨の判断をした方。

- ・入会手続

- ①本スクールに入会を希望する方は、WEBサイトから申し込みフォームにてエントリーすること。

第4条 スクール会費

- ・月謝は前納制で、一括支払いとする。
- ・本スクール料金の支払いは、すべてクレジットカードを利用した決済とする。
弊社よりお送りするメールから決済の手続きを行い、支払う。
- ・入会金は全クラス8,000円（税込）とする。
- ・月謝は小学1～2年生クラスは6,600円（税込）、小学3～4年生クラスは11,000円（税込）
※山陽女学園グラウンドで実施をする小学3～4年生クラスは8,800円（税込）、
小学5～6年生クラスは11,000円（税込）、中学1～3年生クラスは11,000円（税込）とする。

第5条 資格の停止・および除名

- ・本スクールは、スクール生が以下の事項に該当する時は、会員資格の一時停止または、除名をすることができる。
- ①本規約に定める事項に違反したとき。
 - ②本スクールの信用を著しく害し、会員としての品位を損なった場合やその他公の秩序に反したとき。
 - ③施設等を故意または過失により破損したとき。
 - ④その他、会員としてふさわしくないと、本スクールが認めたとき。

第6条 練習日及び時間・会場

- ・本スクールの練習日、時間についてはスクールが定めたスケジュールによる。WEBサイトにスケジュール管理をしているので各自で確認をする。
- ・やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前又は当日にスクール生に通知する。
- ・グラウンド等が使用できない日もある。事前に通知はするが、WEBサイトのスケジュール欄に練習場所を変更しているため確認する。なお、練習場所の変更により生じたスクール生の不利益について、本スクールは責任を負わない。
- ・小学3～4年生クラスならびに小学5～6年生クラスは体調不良、怪我など、やむを得ない事情でスクールを休む場合、スクール当日16:00までに事前に事務局へ連絡をした場合は、振替でスクール参加が可能となる。振替日は休んだ日から30日以内であれば、年間6回を上限に他曜日・会場にて受講が可能とする。
- ・小学1～2年生クラスならびに中学1～3年生クラスは体調不良、怪我など、やむを得ない事情でスクールを休む場合、他曜日・会場にてスクールを実施していないため、スクール当日16:00までに事前に事務局へ連絡をした場合は、年間6回を上限に月謝1回分を返金する。
- ・開催場所までの通学については、スクール生の自己責任において行うものとし、本スクールは、通学において生じた事故等について、責任を負わない。

第7条 事故の責任・負傷時の対応及び免責事項

- ・スクール生は、本スクールのトレーニング活動において、施設利用に関する諸規定及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
これに反して盗難、傷害その他事故が起きても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- ①本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本スクールの管理内であっても、本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を一切負わないものとする。
- ②練習時の会員の健康診断は保護者の責任において判断する。
- ③スクール生の事故防止には最大の配慮をし、応急処置は行うが、練習時の負傷、往復の事故、不慮の災害、駐車場でのトラブルなどには一切の責任を負わない。

第8条 休会

- ・諸事情により、休会を希望する者は、休会希望月の2ヶ月前までに本スクール事務局まで連絡をすること。休会期間は最大3ヶ月間とし、これを超える場合は、期間を超えた時点において自動的に退会とし、スクール生は会員資格を失う。
但し、本スクールが特別な理由があると認める時はこの限りではない。
- ・本スクールが定める手続に従い、休会が認められたスクール生は、休会期間の月会費2,200円（税込）を支払うものとする。

第9条 退会

- ・ 諸事情により、退会を希望する者は、退会希望月の2ヶ月前までに本スクール事務局まで連絡をすること。退会后、再度入会する場合には改めて入会金を納入するものとする。

第10条 写真・映像の使用

- ・ 本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をLEGARE FC HIROSHIMA WEBサイト、その他プロモーション等に使用することがあり、同意するものとする。

第11条 個人情報の取り扱い

- ・ 本スクールは、法令を遵守し、当スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。

第12条 本規約の変更

- ・ 本規約及び本規約に基づく細則の変更又は改正は、本スクールの定めるところにより、変更又は改定時点から、本スクール生に対して効力が及ぶものとする。

第13条 施行

- ・ 本規約は2023年12月5日より施行する。

第14条 改定

- ・ 2024年1月7日改定
- ・ 2024年4月1日改定
- ・ 2024年4月10日改定
- ・ 2024年4月11日改定
- ・ 2024年4月22日改定
- ・ 2024年5月1日改定
- ・ 2025年1月27日改定